



償却資産の申告が必要です！

償却資産をお持ちの方は申告義務があります。



Q. 償却資産とは？

A. 土地・家屋以外の事業用資産（構築物・機械・器具及び備品等）です。土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。



Q. 申告は必要？

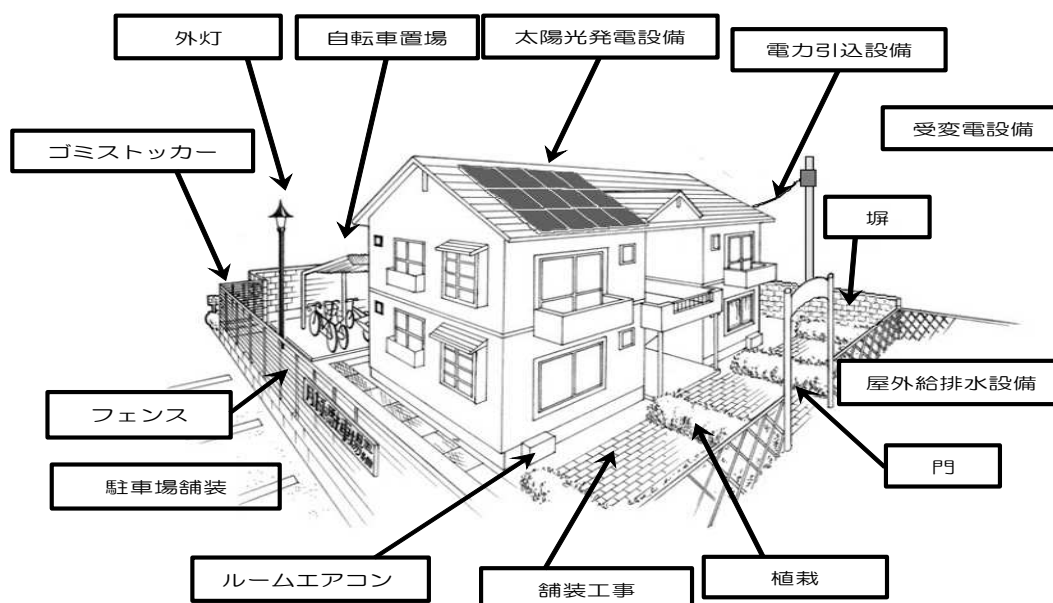
A. 毎年1月1日現在、さいたま市内に所有する事業用資産について、その年の1月末日までにさいたま市へ申告いただく必要があります。（地方税法第383条）
※税務署への確定申告とは異なりますのでご注意ください。



Q. 対象資産は？

A. 具体的な資産例については以下の通りです。

資産の種類	申告対象となる主な償却資産
構築物	門、塀、舗装工事（駐車場舗装含む）、フェンス、外構工事、ゴミ置き場、緑化施設（植栽）、簡易物置、自転車置場 電気設備・・・・・・・・受変電設備、外灯 給排水、ガス設備・・・ <u>屋外の給排水管や供給管</u> など
機械・装置	太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネルを除く）、電力量計、架台 など
工具・器具・備品	ルームエアコン、ゴミストッカー など



提出書類については裏面をご覧ください。

